

行政区設置に伴う住所変更（清水区）

静岡市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の20第1項の規定に基づき、平成17年4月1日から行政区として **清水区** を設置した。

同区に属する町字は次のとおりである。

相生町、愛染町、青葉町、秋吉町、旭町、淡島町、飯田町、伊佐布、石川、石川新町、石川本町、庵原町、今泉、入江一丁目、入江二丁目、入江三丁目、入江岡町、入江南町、入船町、有東坂、有東坂一丁目、有東坂二丁目、有度本町、梅が岡、梅ヶ谷、梅田町、上原、上原一丁目、上原二丁目、永楽町、江尻台町、江尻町、江尻東一丁目、江尻東二丁目、江尻東三丁目、恵比寿町、追分一丁目、追分二丁目、追分三丁目、追分四丁目、大内、大内新田、大沢町、大坪一丁目、大坪二丁目、大手一丁目、大手二丁目、大手三丁目、大平、岡町、興津東町、興津井上町、興津清見寺町、興津中町、興津本町、押切、小芝町、小島町、小島本町、尾羽、折戸、折戸一丁目、折戸二丁目、折戸三丁目、折戸四丁目、折戸五丁目、柏尾、春日一丁目、春日二丁目、上一丁目、上二丁目、上清水町、川原町、神田町、北矢部、北矢部町一丁目、北矢部町二丁目、北脇、北脇新田、吉川、木の下町、清地、銀座、草ヶ谷、草薙、草薙一丁目、草薙二丁目、草薙三丁目、草薙杉道一丁目、草薙杉道二丁目、草薙杉道三丁目、草薙一里山、草薙北、楠、楠新田、河内、小河内、港南町、駒越、駒越北町、駒越中一丁目、駒越中二丁目、駒越西一丁目、駒越西二丁目、駒越東町、駒越南町、幸町、桜が丘町、桜橋町、三光町、茂野島、宍原、渋川、渋川一丁目、渋川二丁目、渋川三丁目、島崎町、清水町、清水村松地先新田、下清水町、下野、下野町、下野北、下野中、下野西、下野東、下野緑町、承元寺町、庄福町、上力町、新富町、新緑町、新港町、杉山、清開一丁目、清開二丁目、清開三丁目、増、袖師町、高橋町、高橋一丁目、高橋二丁目、高橋三丁目、高橋四丁目、高橋五丁目、高橋六丁目、高橋南町、宝町、高山、但沼町、立花、田町、千歳町、築地町、月見町、辻一丁目、辻二丁目、辻三丁目、辻四丁目、辻五丁目、鶴舞町、天神一丁目、天神二丁目、天王町、天王西、天王東、天王南、土、堂林一丁目、堂林二丁目、葛沢、殿沢一丁目、殿沢二丁目、巴町、鳥坂、中河内、長崎、長崎新田、長崎南町、七ツ新屋、七ツ新屋一丁目、七ツ新屋二丁目、中矢部町、中之郷、中之郷一丁目、中之郷二丁目、中之郷三丁目、西大曲町、西久保、西久保一丁目、西里、西高町、二の丸町、布沢、沼田町、能島、蜂ヶ谷、蜂ヶ谷南町、浜田町、原、半左衛門新田、東大曲町、日立町、日の出町、広瀬、平川地、富士見町、船越、船越町、船越東町、船越南町、船原一丁目、船原二丁目、蛇塚、堀込、本郷町、本町、真砂町、松井町、松原町、馬走、馬走北、馬走坂の上、万世町一丁目、万世町二丁目、御門台、緑が丘町、港町一丁目、港町二丁目、南岡町、南矢部、美濃輪町、三保、宮下町、宮代町、宮加三、向田町、迎山町、村松、村松一丁目、村松原一丁目、村松原二丁目、村松原三丁目、元城町、茂畑、八木間町、矢倉町、八坂町、八坂北一丁目、八坂北二丁目、八坂西町、八坂東一丁目、八坂東二丁目、八坂南町、谷田、八千代町、谷津町一丁目、谷津町二丁目、山切、弥生町、山原、横砂、横砂中町、横砂西町、横砂東町、横砂本町、横砂南町、吉原及び和田島

※「清水町」及び「清水村松地先新田」を除き、町字に冠した「清水」は、同日削除した。

【住所の表記】

静岡市 清水〇〇 □番□号 ⇒ 静岡市清水区 〇〇 □番□号
静岡市 清水〇〇 △△番地 ⇒ 静岡市清水区 〇〇 △△番地